

県労連 2020 賃金確定闘争 大綱妥結

県人勸を尊重！

月例給の改定はなし！

新型コロナウイルス対策で厳しい県財政の中

現場職員の奮闘を認める内容で決着！

臨時的任用職員の待遇の

大幅改善を勝ちとる！

臨時的任用職員の同一労働、同一賃金へ大きく前進！

臨時的任用職員が正規職員として採用時に

それまでの仕事経験を給与に反映！

給与カーブ見直しは見送り、 今年7月を目途に引き続き話 し合っていく！

高齢層職員の給料表見直しについて今回は見送り

県独自の号給追加見直しについては、遅くとも定年

引上げまでに解決すべき課題として引き続き協議

県労連は、緊急事態宣言のなか県当局と1月20日を今期確定闘争の最終日と設定し、断続的に交渉を行ってきました。とりわけ、今期交渉における重要課題としては、①県財政難のなかでも県人勸の尊重、②県独自の号給の追加廃止の撤回、③高齢層職員を中心とした給与カーブ見直しの撤

回、④給料表異動にともなう現給保障の見直し等となりました。

県当局から人勧実施をする場合の2021年4月以降の勤勉手当の成績率の提示が改めてありました。県労連は・・・〇〇。

県労連は、人勧実施の明言は評価するが、上記の①～④等を求め、5単組の統一と団結のもと、確定闘争勝利に向けて厳しい交渉を続け、1月21日〇時〇〇分、大綱妥結に至りました。

内容は、次の通りです。(青文字は保留の内容)

【県労連2020賃金交渉結果】

基本賃金・一時金

〇人事委員会勧告通り給料表の改定なし。一時金は年間の期末手当の支給月数を0.05月引き下げとし、6月期及び12月期に支給する期末手当月数を1.275に改正し、2021年4月1日から適用する。

給与カーブ・号給追加の見直し

〇採用から退職までの給与カーブの在り方については、人事委員会の報告を踏まえ、2021年7月を目途に、引き続き話し合っていく。

〇神奈川独自の号給追加の見直しについては、遅くとも定年引上げまでに解決すべき課題として、引き続き話し合っていく。

災害時の勤務時間

〇地震災害、津波災害及び風水害について参集中に被害観察を要する場合に限り、自宅を出発してから配備に就くまでの時間とする。(2021年4月1日から適用する)

臨任の待遇改善

〇任期を定めない職員、任期付職員及び臨時的任用職員の1年未満の経験年数に相当する換算後の号給については、3月から5月までは1号給分、6月から8月までは2号給分、9月以上の場合は3号給分としてそれぞれ初任給算定時に加算することとする。

(2021年4月1日から適用する)

不妊治療に係る療養休暇

〇不妊治療に係る療養休暇の運用について、不妊治療に係る検査及び治療に伴う自宅療養のうち、医師の指示等があるものでその期間が連続する7歴日を超えない場合には、検査、治療、投薬、服薬の事実がわかる書面の写しをもって「勤務しない事由を明らかにする書面」とすることとし、2021年4月1日から適用する。

災害時等の特別休暇

○地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上において職員の身体の危険を回避する場合には、必要と認める期間を特別休暇として措置することとし、改正勤務時間条例が公布された日から適用する措置を講ずる。

○地震、水害、火災その他の災害により、「職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合における当該職員の復旧作業等又は一時的な避難」、「職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合における当該職員による水、食料の確保」及び「これらに準ずる理由」がある場合には、7日の範囲内において特別休暇を措置することとし、改正勤務時間条例が公布された日から適用する措置を講ずる。なお、当該特別休暇は原則として連続する7歴日の期間で与えることができることとする。

介護にかかわる欠勤・休暇の改善

○介護欠勤については、1暦年につき6月又は180日に拡大し、30分単位の取得も可能とすることとし、2021年4月1日から適用する。

○介護休暇及び介護時間の請求は、あらかじめの請求とすることとし、2021年4月1日から適用する。

男性の臨任・再任用・短時間勤務職員の育児休暇

○育児休暇について、男性職員も取得できることとし、2021年4月1日から適用する措置を講ずる。

臨任・再任用・短時間勤務職員の特別休暇

○妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関等の混雑又は渋滞の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合については、必要と認める期間を有給の特別休暇とすることとし、2021年4月1日から適用する措置を講ずる。

○妊娠中又は出産後の1年以内の女性職員が母子健康法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合については、必要と認める期間を有給の特別休暇とすることとし、2021年4月1日から適用する措置を講ずる。

今期確定闘争においては、新型コロナウイルス感染症の対策で大きな財源不足の中、人勧完全実施による月例給の維持がはかれたこと、臨時的任用職員の待遇改善、特別休暇の拡大などを県当局から引き出せたことは、大きな成果です。

しかし、給料表カーブの見直しなど今後継続される課題も多くあります。今期通常国会で議論される定年延長とともにとりくみを強化していく必要があります。

湘南教組は県労連・神教組に結集し、引き続きとりくんでいきます。